

第 8 回 運転管理検討会 議事録

1. 開催日時：平成 18 年 9 月 1 日（金）14：30～17：00

2. 開催場所：日本電気協会 4 階 C 会議室

3. 参加者（順不同，敬称略）

委員：濱名・田中（東京電力），坂元（関西電力），尾形（北海道電力），井川（中部電力），布谷（北陸電力），名原（中国電力），鎌田（四国電力），佐野（日本原電），市川（電源開発），浦野（日本原子力技術協会）

（計 11 名）

代理出席者：佐久間（東北電力・飯塚），水口（九州電力・藤井）

（計 2 名）

欠席：多田（北海道電力）

（計 1 名）

事務局：長谷川，大東（日本電気協会）

（計 2 名）

4. 配付資料

資料 8-1 運転管理検討会委員名簿（H18.8.11 現在）

資料 8-2 第 7 回運転管理検討会 議事録（案）

資料 8-3 第 8 回運転・保守分科会 議事録（案）

資料 8-4 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（案）Rev.5

参考資料 1 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（案）及び原子力発電所の教育・訓練指針改定（案）概要（第 8 回運転・保守分科会用）

参考資料 2 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（案）Rev.4（第 8 回運転・保守分科会用）

参考資料 3 日本電気協会 原子力規格委員会 運転・保守分科会 書面投票用紙

参考資料 4 「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程（案）」に対する意見

参考資料 5 「原子力発電所運転員の教育・訓練指針（改訂案）」に対する意見

5. 議事

（1）会議定足数の確認について

委員総数 14 名に対して本日の出席委員数は，代理委員も含めて 13 名で検討会決議に必要な委員総数の 2/3 以上の出席が確認された。

（2）代理参加者およびオブザーバ参加者の承認について

本日，上記，代理出席 2 名の会議参加は検討会主査から承認された。

なお、オブザーバ参加者はいなかった。

（3）前回議事録（案）の承認，第 8 回運転・保守分科会及び第 21 回原子力規格委員会 議事の紹介

事務局より，資料 No.8-2 に基づき，前回の検討会議事録（案）が紹介され，本内容

について承認された。また、資料 No.8 -3 に基づき、第 8 回運転・保守分科会議事録のうち、本検討会に関連する事項が紹介された。さらに、平成 18 年 8 月 22 日に開催された第 21 回原子力規格委員会の審議状況が紹介され、その中で、JEAG4207 改定に関連して、コード(規程)とガイド(指針)の整備について基本方針策定タスクで継続審議していくという説明があった。

(4) 原子力発電所運転責任者の判定に係る規程 制定案の検討

田中委員より、資料 No.8-4 に基づき、原子力発電所運転責任者の判定に係る規程(仮称)(案)として、第 8 回運転・保守分科会からのコメントを反映した改定案が説明された。

議論の結果、表現及び誤字の修正を行い、制定案としてまとめることとした。コメント箇所は田中委員が集約して、次回の検討会でフォロー状況を確認することとなった。

委員からの主なコメントは以下のとおり。

P1 の「1.目的」など実用炉規則の条項が呼び込まれている部分は、法律が変わった場合にはどのような扱いになるのか。

法律が変更になった時点から、読み替え表などで対応することとなる。

P2 の「4.2.2 試験並びに講習の実施」は、試験と講習を別のくくりとするべき。

講習は知識向上のためであり、それを明確にするために別のくくりとする。

例 4.2.2 試験の実施、4.2.3 講習の実施

P3 の「4.2.3 運転責任者に係る基準に適合するかどうかの判定」の部分は、BWR と PWR は一緒に講習を実施することが読めるよう記載を見直す。また、「4.2.3 d) 合格証は、交付日から有効とする。」と「5.運転責任者に係る基準に適合した者に対する要求事項」の部分は、有効期限という言葉を使って記載を見直す。

運転・保守分科会の須賀委員から提出された意見について、検討が必要である。

(5) その他

1) 「JEAG4801 原子力発電所の運転マニュアル作成指針」廃止の運転・保守分科会書面審査は、平成 18 年 8 月 28 日～平成 18 年 9 月 11 日で実施中。

2) 今後のスケジュール

11 月 27 日(月) 第 22 回原子力規格委員会

9 月 25 日(月) 運転・保守分科会傘下 第 5 回保守管理検討会

これらの日程及び次回運転・保守分科会の開催日を勘案して、上程スケジュールを詰めることとする。

3) 次回検討会は、第 8 回運転・保守分科会でのコメント・フォロー進捗状況により、開催日・場所を決定する。

以上